

掲示事項（介護予防）認知症対応型共同生活介護

運営規程の概要

フリガナ	グループホームユキワリソウ			サービスの種類	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
事業所名	グループホーム雪割草			事業所番号	1595800010
所在地	〒949-6103			フリガナ	サトウ ハルユキ
	南魚沼郡湯沢町大字土樽151-116			管理者	佐藤 春幸
連絡先	電話番号	025-787-1105		FAX番号	025-787-1103
入居定員	18名	共同生活住居の数	2	共同生活住居あたりの入居定員	9名
利用料	法定代理受領分		厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)		
	法定代理受領分以外		厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)		

従業者の勤務体制

職 種	員 数	
	常勤	非常勤
計画作成担当者	2人	
介護従業者	11人	3人
看護職員		1人

協力医療機関

協力医療機関	名称	湯沢町保健医療センター	診療科目名	地域診療科、整形外科、眼科他
協力歯科医療機関	名称	湯沢町保健医療センター	診療科目名	歯科
協力施設等	名称	特別養護老人ホーム こころの杜	種別	介護老人福祉施設

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医や上記の協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

利用料その他の費用の額

地域区分: その他

単価: 10 円

※基本利用料は1日当たりの料金です。

※利用者負担金(法定代理受領分)は、利用料の1割で表示。一定以上の所得がある65歳以上の方は2割又は3割負担となります。

《認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護》

・基本部分 認知症対応型共同生活介護費Ⅱ

要介護度	単位	基本利用料 (1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
要支援2	(749)	7,490 円	749 円	7,490 円
要介護1	(753)	7,530 円	753 円	7,530 円
要介護2	(788)	7,880 円	788 円	7,880 円
要介護3	(812)	8,120 円	812 円	8,120 円
要介護4	(828)	8,280 円	828 円	8,280 円
要介護5	(845)	8,450 円	845 円	8,450 円

・加算及び減算 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護共通

内 容	単位	利用料 (一部除き1日につき)	利用者負担金	
			(法定代理受領分)	(法定代理受領分以外)
初期加算	(30)	300 円	30 円	300 円
サービス提供体制強化 加算	Ⅱ (18)	180 円	18 円	180 円
科学的介護推進体制加算	1月につき (40)	400 円	40 円	400 円
介護職員等処遇改善加算 (1月につき)	Ⅱ	1月の利用料金の17.8%(基本利用料+各種加算減算)		
介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき)		令和6年6月1日廃止		

(注)定員超過や職員の員数が基準に満たないなどの場合は基本料金が所定の割合で減算されます。

・加算 認知症対応型共同生活介護

医療連携体制加算(Ⅰ)ハ	(37)	370 円	37 円	370 円
--------------	------	-------	------	-------

《その他の費用》

内 容	金 額
居室代(1日あたり)	1,300 円
水道光熱費(1日あたり)	1,000 円
リネン代(1日あたり)	45 円
食材料費(一食あたり)	1,300 円
おむつ代	実 費
理美容代	実 費
利用者の希望による日常生活費	実 費

秘密の保持

- 当事業所の従業員は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業所は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業所の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業所では、(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画の作成等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

事故発生時の対応

- 当事業所では、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所では、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所では、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

(「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」を併せて掲示する)

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況	① 有り	実施日	令和 5年 3月 30日			
		評価機関名称	あいエイド新潟			
		結果の開示	①	あり	2	なし
	2 無し					